

県南広域振興局告示第 111 号

卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 60 条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成 19 年 5 月 18 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

廃止に係る地方卸売市場の開設者		廃止に係る地方卸売市場	
名 称	住 所	名 称	位 置
株式会社 一関魚市場	一関市大槻街 4 番 36 号	一関地方卸売市場 株式会社 一関魚市場	一関市上大槻街 4 番 36 号